

## 【練習問題 1】

1

①	直接金融方式	②	間接金融方式	③	記録的事実
④	会計上の慣習	⑤	判断	⑥	独立
⑦	信頼性	⑧	二重責任の原則	⑨	監査意見

2 (1) × pp. 9-10 参照

【理由】監査人が財務諸表監査の結果、財務諸表の適正性に関して表明する監査意見は、絶対的な保証ではなく合理的な保証です。それは、監査証拠の入手には制約があることや監査が試査で行われること等の理由によります。

(2) × pp. 14-15 参照

【理由】流通市場における開示制度の場合、有価証券報告書、内部統制報告書および臨時報告書はすべての企業に開示が求められていますが、四半期報告書は、上場会社等では有価証券報告書の提出会社に開示義務があり、半期報告書は、上場会社等では有価証券報告書の提出会社で、四半期報告書を提出しない会社には開示義務があります。

(3) × p. 8 参照

【理由】適正性監査は、一般目的の財務諸表に対してばかりではなく、特別目的の財務諸表にも実施可能な監査の態様であるとともに、準拠性監査も特別目的の財務諸表に対してばかりではなく、一般目的の財務諸表にも実施可能な監査の態様です。

### 【問題文の訂正】

練習問題 1 の 1 の (3) の問題文に誤りがありました。以下に正しい問題文を掲げておきますので、差し替えをお願いします。

「(3) ( ⑧ ) とは、経営者は財務諸表の作成と開示に責任を負い、監査人は表明した ( ⑨ ) に責任を負うという考え方です。( ⑧ ) の考え方が明確でないと、監査人に対して財務諸表の作成と開示にまで不当に責任が追及される可能性があるため、それを防止する目的があります。」

## 【練習問題 2】

1

①	財務諸表	②	不正リスク	③	パイロット
④	監査リスク	⑤	基本的な方針	⑥	詳細な監査計画
⑦	方向性	⑧	(実施の)範囲	⑨	虚偽表示のリスク

⑩	監査計画	⑪	監査	⑫	監査の実施
---	------	---	----	---	-------

2 (1) × ☞pp. 25-26 参照

【理由】監査契約は1年契約なので、契約期間満了後更新することがあります。監査事務所は、すでに締結している監査契約を更新する場合にも、更新しようとするすべての相手企業について、不正リスク要因の有無とその程度を再評価します。この再評価には、次の2つの目的があります。

●もし、監査事務所が監査契約を更新することが適切でないと判断した場合には、監査契約を解除すること。これには、たとえば当該監査事務所が定める一定の適切な水準の監査を達成することができないと判断した場合などがあります。

●監査事務所が相手企業の不正リスク要因を再評価し、次年度の監査において一定の品質水準を満たすために追加の手続が必要か否かを検討すること  
監査事務所は、以上の再評価の結果、相手企業に対して適切な監査を実施できると判断すれば、その企業と監査契約を更新します。

(2) ○ ☞p. 29 参照

(3) × ☞p. 36 参照

【理由】監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかつたときには、意見を表明してはなりません。これを**意見不表明**といいます。意見不表明も監査意見の1つです。

### 【練習問題3】

1

①	職業的専門家	②	専門能力	③	知識の蓄積
④	公正不偏の態度	⑤	独立の立場	⑥	外観
⑦	正当な注意	⑧	懐疑心	⑨	正当な理由
⑩	第三者	⑪	外観的	⑫	利害関係

2 (1) × ☞p. 46 参照

【理由】従来のリスク・アプローチ監査では、監査人は、自らの関心を財務諸表項目に狭めてしまう傾向があり、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因の検討が不十分になりがちでした。こうした弊害を排除するため、財務諸表における重要な虚偽の表示を、**財務諸表全体レベル**と**アサーション・レベル**（取引種類、勘定残高、開示等の財務諸表項目）の2つのレベルで評価することになりました。

(2) ○ ☞p. 51 参照

(3) × p. 54 参照

【理由】 正当な注意と懐疑心の基準を監査の実施面で展開した基準が実施基準であり、報告面では報告基準です。このため、正当な注意と懐疑心の基準に準拠して監査を行うことは、実施基準と報告基準に準拠して監査を行うことになります。

#### 【練習問題 4】

1

①	監査リスク	②	重要な虚偽の表示	③	誤った監査意見
④	固有リスク	⑤	統制リスク	⑥	発見リスク
⑦	重要な虚偽表示のリスク	⑧	事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチ	⑨	監査人が変動させることのできない
⑩	監査人が変動させることのできるリスク	⑪	経営者	⑫	監査人

2 (1) ○ p. 73, p. 75 参照

(2) × p. 75 参照

【理由】 事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチは、従来のリスク・アプローチにおいて潜在していた監査人が注意を払うべきポイントを顕在化させたもので、基本的な考え方やスキームは従来のリスク・アプローチと同じ監査戦略です。

(3) × p. 77 参照

【理由】 監査人は、監査計画の策定段階のみならず、監査の実施段階においても、監査上の重要性を考慮しなければなりません。

#### 【練習問題 5】

1

①	統制環境	②	リスクの評価	③	統制活動
④	情報と伝達	⑤	監視活動	⑥	事業上
⑦	業務処理統制	⑧	全般統制	⑨	認識, 把握, 処理
⑩	日常的監視活動	⑪	独立的評価	⑫	内部監査

2 (1) ○ p. 80 参照

(2) × pp. 80-81 参照

【理由】 COSO 報告書における内部統制の目的は、①業務の有効性と効率性の追求、②

財務報告の信頼性の確保，そして③事業経営に関連する法規の遵守があります。このうち，監査人が理解し評価しなければならない内部統制の目的は，②財務報告の信頼性を確保する目的をもつ内部統制に限られます。逆にいえば，監査人は，①と③の内部統制は，②に関係がある場合にのみ取り上げて評価すればよいのです。

(3) × ㊦ pp. 85-86 参照

【理由】業務処理統制においては，取引が承認され，漏れなく正確に記録され，そして適時にかつ適切に処理されることが必要です。

(4) × ㊦ pp. 90-91 参照

【理由】**内部統制の限界**とは，適切に整備され運用されている内部統制であっても，内部統制が本来有する制約のために有効に機能しなくなることがあり，内部統制の目的をつねに完全に達成するものとはならないことをいいます。

## 【練習問題 6】

1

①	監査期間	②	終了	③	最終段階
④	反復	⑤	監査責任者	⑥	洞察力
⑦	リスク評価	⑧	基本的な方針	⑨	リスク対応手続

2 (1) ○ ㊦ p. 96 参照

【理由】監査人は，企業の重要な虚偽表示のリスクを評価し，その評価結果を踏まえたうえで発見リスクの水準を決定します。決定された発見リスクは，監査計画として具体的に示されます。つまり，決定された発見リスクを具体化したものが監査計画です。したがって，発見リスクと監査計画とは密接な関係があります。

(2) × ㊦ p. 100 参照

【理由】監査人は，監査業務実施の前に，監査契約の更新の可否や独立性をふくむ職業倫理に関する規定の検討を完了しなければなりません。そのため，継続監査においては，前年度の監査の終了直後または前年度の監査の最終段階からこの検討を開始します。仮に，やむを得ない事情があったとしても，このことは変わりません。

(3) × ㊦ pp. 103-104 参照

【理由】監査手続指示書は，監査責任者が全勘定科目について作成し監査メンバーに渡すことによって，各監査メンバーの職務を適切に指示・監督します。すなわち，監査責任者は，監査メンバーが作成した監査調書を査閲して，自らが指示した監査手続指示書と監査メンバーが行った実際の監査業務とを対照しながら監査メ

メンバーに指導を行うのです。したがって、監査手続指示書は、監査チームのメンバーに対する監査実施上の指導用具として機能するものです。

### 【練習問題 7】

1

①	監査リスク	②	重要な虚偽の表示	③	監査上の重要性
④	監査計画	⑤	リスク・アプローチ	⑥	企業および企業環境
⑦	リスク評価	⑧	財務諸表全体レベルの重要な虚偽の表示	⑨	アサーション・レベルの重要な虚偽の表示
⑩	全般的な対応	⑪	運用評価手続	⑫	実証手続
⑬	リスク対応手続				

2 (1) × ☞ p. 114 参照

【理由】重要性の基準値を決定する際に用いた過年度の財務諸表数値または当年度の予想利益と、当年度の実績値とが大きく乖離した場合には、監査人は、重要性の基準値や手続実施上の重要性の改定を検討する必要があります。監査人は、重要性の基準値を改定した場合、発見リスクに及ぼす影響を考慮するとともに、すでに実施した監査手続への影響も検討する必要があります。状況によっては、追加的な監査手続を実施することもあります。こうしたことから、監査計画はつねに見直され、必要に応じて改定されます。

(2) ○ ☞ p. 126 参照

(3) × ☞ p. 116 ワンポイントレッスン 26

【理由】買掛金の過小計上（網羅性）を検証する場合、帳簿に計上された買掛金を検証することは目的に適合していません。網羅性の検証とは、帳簿に計上された買掛金以外に買掛金が存在していないかどうかの検証なので、帳簿以外の買掛金の有無を検証しなければならないからです。このため、網羅性の検証では、期末日後の支払状況、未払の請求書・仕入先からの支払通知書、検収報告書などの検証を行う必要があります。

### 【練習問題 8】

1

①	職業倫理	②	除外事項付意見	③	不適正意見
④	情報提供				

2 (1) × ☞ p. 135 参照

【理由】監査人が、十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断するためには、関連す

る注記をふくむすべての財務諸表の項目が作成されていることだけでなく、認められた権限を持つ者が当該財務諸表に対して責任を認めたことについて証拠を入手する必要があります。

(2) × ☞p. 139 参照

【理由】監査報告書において「一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行った」旨の記載をすることは、実施した監査全体の質が「一般に公正妥当と認められる監査の基準」が求める最低限の水準を達成していることを示しています。

(3) ○ ☞pp. 146-147 参照

(4) × ☞p. 151 参照

【理由】強調事項とは、財務諸表に表示または開示されている事項であって、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であるため、当該事項を強調し利用者の注意を喚起する必要があると監査人が判断して監査報告書に記載する事項をいいます。

### 【練習問題 9】

1

①	監査人	②	「一般に公正妥当と認められる監査の基準」
③	監査業務に関する定期的な検証	④	不正

2 (1) × ☞p. 158 参照

【理由】監査基準の一般基準 6 にいう「監査人」は監査事務所を、「一般基準 7 にいう「監査人」は監査実施の責任者をさします。

(2) × ☞p. 167 参照

【理由】審査担当者の客観性を保持するため、監査チームに代わって審査担当者が意思決定を行うことは禁じられている。

(3) × ☞p. 169 参照

【理由】共同監査を担当する複数の監査事務所の品質管理システムが同一でないとしても、それらが品質管理基準に準拠したものであれば、監査業務の質は合理的に確保できるものと考えられます。

(4) ○ ☞p. 170 参照

### 【練習問題 10】

1

①	資金調達活動	②	開示規制	③	会計基準
---	--------	---	------	---	------

④	監査基準	⑤	レジェンド	⑥	在外子会社
⑦	他の監査人	⑧	会計事務所	⑨	国際会計士連盟(IFAC)
⑩	国際監査・保証基準審議会(IAASB)	⑪	国際監査基準(ISA)		

2 (1) × ☞p. 180 参照

【理由】監査基準は、監査人が監査を実施するにあたって従うべき行為規範であり、会計基準の国際的統一の進展とは直接的な関連はありません。ただ、資金調達活動がボーダレス化した中で、財務諸表の信頼性に関する投資家の理解を得るためには、監査の行為規範にも国際的統一の必要性が生じました。

(2) × ☞pp. 178-179 参照

【理由】監査基準は、監査の実施と報告に関する指針を示したものではありませんが、その前提として監査の目的、および監査人に求められる要件も定めています。監査人の活動が国外にも展開する中で、こうした要件についても国際的に統一する必要性が認識されるに至りました。

(3) ○ ☞p. 181 参照

(4) × ☞pp. 182-183 参照

【理由】JICPAによる「監査基準委員会報告書」は、おおむねISAを翻訳したものです。わが国固有の法制度との整合性等の関係から、全訳したものではありません。また、ISAは監査の国際標準として認知されています。

### 【練習問題 11】

1

①	財務報告の信頼性	②	全社的な内部統制
③	開示すべき重要な不備	④	内部統制報告書

2 (1) × ☞pp. 197-198 参照

【理由】監査人は、内部統制監査の実施過程で、財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備を発見した場合、経営者に報告して是正を求めなければなりません。開示すべき重要な不備以外の不備については、適切な管理責任者に適時に報告しなければなりません。

(2) × ☞p. 192 参照

【理由】わが国の内部統制監査では、監査人は、経営者が作成した内部統制報告書の適正性について、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に照らして判断した結果を監査意見として表明します。

(3) ○ ☞p. 199 参照

(4) × ㊦ pp. 199-200 参照

【理由】財務諸表監査の監査報告書の「経営者の責任」の区分には、「内部統制の固有の限界」に関する記載はない。

### 【練習問題 12】

1

①	パブリック・アカウンタビリティ	②	衆参両院	③	内閣
④	任命	⑤	任免	⑥	天皇
⑦	議会	⑧	行政委員	⑨	独任制
⑩	合議制				

2 (1) × ㊦ p. 205 参照

【理由】事務総局に対する指揮監督は、会計検査院長のみが行うのではなく、3名の検査官からなる検査官会議が行うこととなっています。

(2) × ㊦ pp. 211-213 参照

【理由】包括外部監査制度は、外部監査人によって、毎年1回以上、当該自治体が適正な行政運営を実施しているかどうかを目的として監査が実施されますが、個別外部監査制度は、住民や議会等の請求や要求があった場合にだけ実施される監査で、毎年1回以上実施される訳ではありません。

(3) ○ ㊦ pp. 206-207 参照

.....

### 【問題文の訂正】

練習問題 1 2 の 1 の (2) の問題文に誤りがありました。以下に正しい問題文を掲げておきますので、差し替えをお願いします。

「(2) 監査委員は、( ⑧ ) の 1 つですが、他の ( ⑧ ) と異なるところは、( ⑨ ) であることです。そのため、監査委員はそれぞれに監査計画を立てて、監査を実施することができます。ただし、監査結果の報告や監査結果に基づく意見の表明を決定するときだけは ( ⑩ ) によります。」

### 【練習問題 13】

1

①	いない	②	認められなかった	③	結論
④	四半期レビューの対象	⑤	経営者の責任	⑥	監査人の責任
⑦	監査人の結論	⑧	主題に責任を負う者	⑨	想定利用者



※(3)の2行目：(誤)一定の基準 → (正)一定の規準

2 (1) × ☞p. 220 参照

【理由】四半期レビューにおいては、年度の財務諸表の監査で要求される証拠のすべてを入手する手続ではなく、質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続の限定された四半期レビュー手続が求められています。

(2) × ☞p. 22

0 参照

【理由】四半期レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものではありません。

(3) ○ ☞p. 226 参照